

令和4年度 こころの相談日程

「病院にはちよつと行きづらい」「今の悩みや不安を誰かに相談したい」「イライラ、頭がすっきりしない、眠れない、体がすっきりしない」「こんなときは気軽に相談ください。事前予約制で、臨床心理士がお話を伺います。

とき	5月10日、7月12日、9月13日、11月8日、1月10日、3月7日 (すべて火曜日)
ところ	保健センター
費用	無料
予約先	3日前までに健康長寿課 (☎73-8023)へ。

いつまでも健康で自立した生活を続けるために 介護予防教室を開催します



介護予防に取り組みましょう。詳しい日程は、お問い合わせください。

▼すこやかクラブ
とき 月2回 ※5月10日(火)から開始

ところ ①中央公民館(火)
13時30分～15時
※開催日を、月曜日から火曜日に変更しました。

②保健センター(水)
14時～15時30分
※開催日を、火曜日から水曜日に変更しました。

③湯のまち公民館(木)
13時30分～15時

内容 懐メロに合わせたストレッチや転倒予防体操など、主に運動を中心とした自主サロンです。

▼脳活性化教室
とき 月2回 ※5月13日(金)から開始

①生き生き若返りコース(金)
9時30分～11時30分
(主に75歳以上の高齢者対象)



▼出前講座
内容 老人会や地区行事などに10人以上集まる機会に、介護予防出前講座を開催(1地区1回)

問合せ 健康長寿課 高齢福祉G ☎73-8022

申込み 事前申し込みをお願いします。先着順で応募多数の場合は、参加を制限する場合がありますので、ご了承ください。

ところ 保健センター

内容 脳活性化レクリエーションや体操、栄養講座、音楽講座など認知症予防の教室です。

②チャレンジコース(金)
14時～16時
(主に65歳から74歳までの高齢者対象)

風しんの追加的対策の実施期間を 延長します

過去に公的に予防接種が行われなかった、男性を対象に、風しん抗体検査・予防接種の実施期間を延長します。

まず抗体検査を受け、検査の結果十分な量の抗体がない場合は予防接種の対象になります。費用は一人1回に限り無料です。

対象者 市内に住所があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

クーポン券について 抗体検査や予防接種を受けるには市が送付したクーポン券が必要です。対象者には令和2年6月までに発送済です。

実施場所 クーポン券は全国の医療機関で使用できます。厚生労働省ホームページをご確認ください。また、人間ドックやお勤め先の健康診断で使用できる場合があります。実施医療機関やお勤め先の担当者にご確認ください。

問合せ 健康長寿課 ☎73-8023

期間 75歳の誕生日から3カ月以内

費用 無料

注意事項 ・受診する場合は、被保険者と歯科健診受診券の2つを必ず持参してください。両方の持参がないと、受診できない場合があります。

健康長寿課 福井県後期高齢者医療広域連合 健康増進係 ☎54-6330

75歳の歯科健診を 受けましょう!

令和4年度に後期高齢者医療保険に加入する人を対象とした歯科健診を実施します。口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、口腔内の衛生状態や口腔機能を確認しましょう。

対象者には誕生日の前月に歯科健診受診券を送付します。受診を希望の場合、希望する県内歯科医療機関に直接予約してください。

対象者 令和4年度に75歳になり、後期高齢者医療保険に加入する人

問合せ 福井県後期高齢者医療広域連合 健康増進係 ☎54-6330



郷土歴史資料館 だより



展示資料紹介 「唐箕」

「唐箕」は「トミ」とも呼ばれ、ハンドルを回して中で風を起こし、その力を利用して穀物を選別する道具です。現代ではコンバインや籾摺り機の選別部に当たります。

上部にある三角の形をした漏斗に穀物を入れると、籾や玄米など実の重い物は、風に吹き飛ばされず、そのまま真下の一番口に落ちます。その左隣の二番口には、欠けた米や未熟米などの「クズ米」が落ち、それらはアツラにして食べたり、鶏にエサとして与えたといいます。そして、左手の排風口からは、風と共にわらくずや籾殻などの軽い物が吹き出ます。



しかし、風を起こし過ぎたり、逆に風が弱過ぎるとうまく選別ができないため、回す時の力加減が重要となります。現在開催中のテーマ展「ちよつと昔の米作りと道具たち」では、作業の様子を写した写真も合わせて展示しています。当時の米作りの様子を懐かしんでみませんか。

郷土歴史資料館 (金津本陣 IKOSSA 2階)
休館日 月曜日・第四木曜日 (祝日の場合はその翌日)

ミニ展示 秘蔵のお宝を展示! ～令和3年度新指定の文化財～

令和3年度に新しく県指定文化財となった「石造狛犬(永正十四年銘)」と、新市指定文化財の「大連三郎左衛門家文書」を展示します。また、もう1件、市指定文化財となった「木造薬師如来坐像」もパネルで紹介しています。

個人蔵であったり、収蔵庫で大事に保管されていて、普段はなかなかお目にかかれない新しいお宝をぜひ見に来てください。

とき 4月19日(火)～5月15日(日)
(休館日:毎週月曜・毎月第四木曜日休館。これらの日が祝日の場合その翌日)

ところ 郷土歴史資料館 特別展示室
入場料 無料



指中神社に伝世した「石造狛犬(永正十四年銘)」県指定文化財(彫刻)

開館時間 9時30分～18時(最終入館17時30分)
問合せ ☎73-5158 FAX73-1038 ✉maibun@city.awara.lg.jp

消費者センター だより

保険金を使った住宅修理の勧誘には、慎重な対応を

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する、住宅修理サービスに関する相談が増えています。

- ・保険申請手続きのサポート契約もさせられ、保険金の4割の手数料を請求された
- ・解約しようとしたら、高額な違約金を請求された
- ・保険金が少なく、ずさんな修理工事をされた



などのトラブルが発生しています。台風や大雪などの自然災害で生じた住宅の損害は、多くの場合は加入している損害保険で補償されますが、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で保険金を請求すると、詐欺に該当するおそれがあります。

保険金の請求は手数料なしで行うことができます。修理の契約をする前に、加入している損害保険会社や代理店に相談しましょう。また、修理の依頼をするときは、契約内容をしっかりと確認しましょう。

訪問販売で契約をした場合は、クーリング・オフや契約の取消ができることもあります。不安に思ったり、困ったときは消費者センターに相談してください。

問合せ 消費者センター ☎73-8017 消費者ホットライン ☎188(局番なし)